

【2026年7月～8月 発券分 燃油サーチャージについて】

ベトナム航空は、市場の航空燃油価格変動に対応するため、燃油特別付加運賃(燃油サーチャージ)を設定しておりますが、2026年7月-8月 発券分に適用する燃油サーチャージに関しまして、弊社減額基準表に基づき、以下の金額を適用いたします。

1. 対象航空券: 弊社が適用する全クラス、全運賃種別に対して (IT 券を含む)
2. 実施日: 2026年7月1日 - 2026年8月31日の発券分まで
▶シンガポールケロシン平均価格と為替より算出した価格により、水準を変更します。
半期内で2か月毎に見直しを行い、変更に対する認可を取得します。
また、弊社内で基準の見直しの際は、皆様にお知らせいたします。
3. 徴収方法: 航空券発券時、TAX 欄に YQ と表示 (弊社利用客 1 名につき 1 利用区間毎)
4. 対象旅客: 弊社利用旅客 (但し、座席を使用しない幼児は適用外)
5. 対象路線: 日本 - ベトナム間発着路線 (ベトナム以遠は予約システムの数字を参照)
6. 徴収金額: 日本発 片道 YQ 合計 **JPY 20,360**

旅行開始国		2026年6月30日まで	2026年7月1日より	
		(発券日ベース)		合計 YQ
日本	燃油サーチャージ	19,700 JPY	19,700 JPY	20,360 JPY
	航空保険料	660 JPY	660 JPY	
日本以外※	燃油サーチャージ	110 USD	110 USD	114 USD
	航空保険料	4 USD	4 USD	

※航空保険料 (日本路線 660JPY、その他区間 4USD) は全旅客(幼児含む)徴収要

【未使用航空券払戻し時の対応について】

未使用航空券の Y Q 払戻し規定は航空券の運賃規則に準じます。

燃油サーチャージおよび航空保険料には、原則取消し・払戻し手数料はかかりませんが、

航空券の往路または復路、あるいは両方に払戻不可の条件が含まれている場合、航空券全体に払戻不可の条件が適用されるため、運賃と連動して Y Q の払戻しもできませんのでご注意ください。